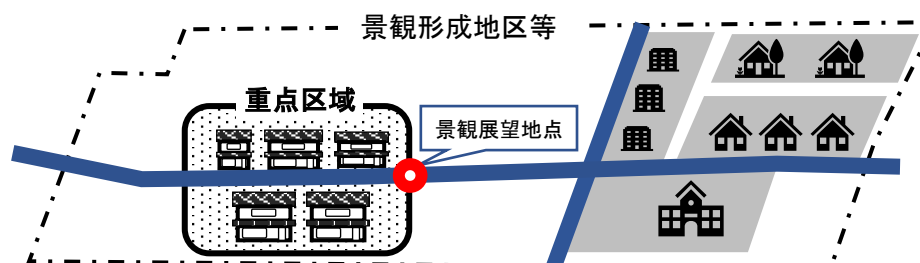


「景観形成重点区域」指定制度について

1 目的・趣旨

景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を「景観形成重点区域」として指定するとともに、当該景観形成重点区域内について景観形成基準等よりも厳しい基準である「景観形成重点基準」を定め、当該景観形成重点基準において、当該景観形成重点区域を展望することができる地点等を「景観展望地点」として定めること等により、特に優れた景観の創造又は保全を図ることを目的とする。

イメージ



2 景観形成地区との制度比較

制度名		景観形成地区		景観形成重点区域	
景観基準		景観形成基準 景観形成に必要な事項を規定		景観形成 <u>重点</u> 基準 伝統的な様式等の保全に重点を置いた、 <u>特に</u> 景観の形成に必要な事項を規定	
	基準例	方針	伝統的な意匠の保存 <u>に努める</u>		伝統的な意匠を保存 <u>する</u>
		外壁	土壁、板張り、漆喰塗り等とする		土壁、板張り、漆喰塗りとする
		建具	木製とすることが望ましい		木製と <u>する</u>
手続		建築行為等を行う際に届出が必要			左記と同じ
罰則		上記の手続を行わなかった場合　5万円以下			左記に加え、 <u>命令違反</u> <u>50万円以下</u> <u>立入検査に応じない</u> <u>20万円以下</u>
支援メニュー	対象経費	1　基本設計費、実施設計費及び工事監理費			左記と同じ
		2　建築物の新築等に伴う外観の修景に係る工事費			
		3　門、塀の新築等に伴う外観の修景に係る工事費			
		4　その他、景観形成において必要と認められる、次の外観の修景等に係る工事費 ・かき、柵の新設等 ・対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他工作物の新設等 ・その他対象建築物の修景として必要と認められる工事 ・共同施設の整備 ・屋外広告物の整備 ・自動販売機の修景			左記に加え、 ・ <u>不適格部分の撤去</u> ・ <u>庭木の剪定</u>
	助成率	1/3			1/2
上限額	330万円			500万円	